平成３１年第１回今金町議会臨時会　第１号

平成３１年２月６日（水）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　議案第１号　北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

○出席議員（１２名）

議長１２番	村瀬　廣　君	１番	岸　徹也　君
２番	小川ひとみ　君	３番	加藤三明　君
４番	向井孝一　君	５番	芳賀芳夫　君
６番	徳田栄邦　君	７番	日置紳一　君
８番	村上忠弘　君	９番	川上絹子　君
１０番	山崎　仁　君	１１番	上村義雄　君

○欠席議員（０名）

○出席説明員

町長	外崎秀人　君
副町長	中島光弘　君
総務財政課長	森　朋彦　君
総務財政課長補佐	鈴木正之　君

○出席事務局職員

議会事務局長	成田光康　君
議会事務局係長	佐藤直樹　君

開議　　１６時００分

◎開会の宣告

○議長（村瀬　廣君）　皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました平成３１年第１回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（村瀬　廣君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（村瀬　廣君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、山崎君、上村君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（村瀬　廣君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なしの声あり」）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、以上のとおり決定いたします。

◎日程第３　議案第１号

○議長（村瀬　廣君）　日程第３、議案第１号を議題といたします。

北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　議案第１号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、提案理由を申し上げます。

非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を共同処理する北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該３団体を構成団体から除き、継続して当該３団体に係る関係事務を処理できるよう定める規約を新たに制定するとともに現行規約を廃止するため、地方自治法第２８６条第１項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案内容につきましては、総務財政課長が説明をいたします。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　お疲れ様です。

今回の議案につきまして、一般的な一部事務組合の規約の変更等とは少し趣が異なっていますことと、それから臨時会を急遽招集していただいてということも踏まえまして、若干ではありますが説明を加えさせていただきたいと思います。

別冊の参考資料の方を中心にしながら一部議案書の方も見ていただきながら説明したいと思いますが、まず参考資料の方をお開きいただきたいと思います。

まず、今回の議案につきましてはいま提案理由にありましたとおり、市町村総合事務組合がもつ法的性格上、本来は加入することができない団体を構成団体としているということから、そのことを是正するよう総務省から助言があったことに伴って、該当する３つの団体を構成団体から除き、加えまして当該３団体の公務災害補償等の事務を受託して処理できるように規定を整備するという内容になっております。

その理由につきましては、中段の囲みで根拠法令、意義というところがありますが、今回総務省からの助言の根拠はこの地方自治法第２８５条ということになります。

１番目の根拠法令に条文を記載していますが、こちらは資料の方でご確認をお願いしたいと思います。

２番目の意義の項目をお願いしたいんですが、通常一部事務組合といわれるものにつきましては、①に記載をしておりますが、自治法の第２８４条に基づき設置をされているもので、構成団体すべてに共通する事務を処理するものとされております。

その処理する事務は複数あっても構いませんが、いずれの事務に対しましても全ての構成団体が関係していることが原則とされております。

この組合の設置につきましては普通地方公共団体、いわゆる都道府県と市町村及び特別区において設けることができるとされているものが一般的であります。

一方で、②にありますとおり根拠法令として記載をしております自治法第２８５条におきましては、共同処理する事務が構成団体すべてに共通している必要がないとする特例を規定しておりまして、これはいわゆる複合的一部事務組合といわれるものを認めているものであります。

具体的にどういうことかと言いますと、議案書をお願いしたいんですが、３枚目見ていただきます。

まず、別表第１というものがあります。

この別表第１で構成団体を定めまして、裏面から別表第２がありますが、別表第２におきまして、共同処理する事務とそれぞれの事務ごとに共同処理を行う団体を規定しています。

ご覧のようにこの別表第２では１番の非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務からはじまりまして１０番まで事務がありますが、１番から７番を１つの事務区分としまして、８番と９番と１０番、それぞれ４つの事務区分ごとに関係する団体が異なって規定をされています。

今金町においては９番と１０番の事務のみ共同で行う形というふうに規定されております。

通常の一部事務組合であれば、１０の事務の全てが構成団体全部に共通する事務ということになりますが、この規程のような形態を先程言いました複合的一部事務組合と言いまして、特例的に認められております。

市町村総合事務組合がこれに該当するということになっています。

資料の方に戻っていただきまして、②のところをまたご覧いただきたいんですが、この複合的一部事務組合については、市町村と特別区のみが設けることができるとされておりまして、自治法の２８４条とは都道府県による設置ができるかどうかが異なっているところとなっております。

この点が総務省の助言が出された根拠でありまして、③に記載をしておりますが北海道が加入するなど関係しております石狩東部水道企業団、ほか２団体は市町村総合事務組合の構成団体となることができないというふうに判断をされまして、この３団体を除くことで適法性を担保するために今回の規約の改正に伴う協議を求められたということになっております。

なお、総務省から４月１日までの是正に向けて早急な対応を求められているということでありまして、その間に構成団体との協議を経まして総務省、それから北海道に対する規約制定と廃止許可の手続きが必要であること。

加えまして、該当しております３団体との事務の受委託に関わる手続きを終えることが必要だということで、２月１８日まで各構成団体との協議を終えたいということでありまして、その報告を求められているということであります。

時間的にいとまがないことから、この度の臨時会の対応となったということにご理解をお願いします。

変更内容と変更箇所につきましては、繰り返しとなりますので下段の表にてご確認をお願いいたします。

なお、構成団体の名称変更及び解散に伴う削除もあわせて行うとされておりますので、申し添えまして説明にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第３、議案第１号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第１号は原案のとおり可決いたします。

◎閉会の宣告

○議長（村瀬　廣君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。

これをもって、平成３１年第１回今金町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会　１６時　８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成３１年２月６日

議　　長

署　名　委　員

署　名　委　員